

－内閣府(警察庁)－

水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたもの

指摘の背景となった浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性のある218施設のうち
国庫により支弁された4施設の令和2年度末国有財産台帳価格(収入支出以外) 24億2503万円

指摘の背景となった浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性のある218施設のうち
国がその一部を補助している214施設の令和2年度末資産価額に対する

国庫補助金相当額(収入支出以外) 186億9939万円

指摘の背景となった浸水により損傷する可能性のある46施設に係る通信機器の
令和2年度末物品管理簿価格(収入支出以外) 2億1190万円

1 警察施設における災害対策の概要

(1) 警察施設における災害対策

警察庁は、その業務に係る防災に関して国家公安委員会・警察庁防災業務計画を作成しており、同庁、都道府県警察本部及び管内警察署等の警察施設は、災害時に災害警備本部等を設置するなど、災害応急対策の拠点として機能することが求められているとともに、災害発生時の電源確保のために、非常用電源設備の整備に努めることとされている。

(2) 非常用発電設備等及び通信機器の概要

非常用発電設備は、商用電源が途絶えた場合でも警察施設の機能を維持するために電力を安定して供給することが想定されている。

商用電源が途絶えた場合でも電力を安定して供給し続けるためには、非常用発電設備のほかに、非常用発電設備に燃料を供給する燃料ポンプ、受変電設備及び分電盤(これらを「非常用発電設備等」)の全てが水害時の浸水等により損傷しない状態を保つ必要がある。

また、同庁は、都道府県警察本部を中心に通信を行うことができるシステムを全国で運用しており、警察施設に無線機を設置している。この無線機に加え、警察施設間で有線の回線を使用して通信を行うための電子交換機が設置されている(警察施設内に固定して設置されている無線機及び電子交換機を合わせて「通信機器」)。

(3) 非常用発電設備等及び通信機器の浸水対策

同庁は、これまでに警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉え、非常用発電設備等及び通信機器の警察施設上層階への設置、移転等の浸水対策を推進するよう指導してきている。

(4) 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン

洪水等の発生時においても建築物の機能継続を確保するため、建築物の電気設備の浸水対策を講ずる際の参考となるよう「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」)がまとめられている。

2 検査の結果

51都道府県警察等の警察施設のうち、地方公共団体が公表しているハザードマップ上において、洪水等の水害により浸水するおそれのある区域に所在し、非常用発電設備等が設置されている588施設及び、このうち通信機器が設置されている572施設の通信機器を検査した。

(1) 都道府県警察等における浸水対策の取組状況等

51都道府県警察等における浸水対策の取組状況をみると、9都県警察では、既存の警察施設に対して、ガイドラインの考え方を踏まえ、直ちにハザードマップを前提とした浸水対策が困難な場合でも、より高い頻度で発生し得る洪水等に対応するために止水板を設置するなど、建替えなどによらない浸水対策の計画を策定して、対策を効率的に実施していく取組が行われていた。

一方、残る42道府県警察等^(注)では、同庁の都道府県警察等に対する前記の指導が警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉えた浸水対策にとどまっていたことから、ハザードマップによる想定浸水深への対応として、警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉えて浸水対策を実施又は検討しているものの、既存の警察施設について浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施していくなどの取組は行われていなかった。

(注) 42道府県警察等 北海道警察本部、函館、旭川、釧路、北見各方面本部、京都、大阪両府警察、青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県警察

(2) 浸水した場合の影響

上記の42道府県警察等における警察施設の浸水対策の実施状況及び水害によりハザードマップの想定浸水深まで浸水した場合の具体的な影響についてみると、40道府県警察等の218施設において、非常用発電設備等について効果的な浸水対策が実施されていないため、浸水により非常用発電設備等が損傷する可能性がある状況となっていた(非常用発電設備等を含む警察施設のうち、国庫により支弁された4施設の令和2年度末国有財産台帳価格計24億2503万円、警察署等の国がその一部を補助している214施設の令和2年度末資産価額に対する国庫補助金相当額計186億9939万円)。また、23道府県警察等の46施設において、通信機器の浸水対策が実施されていないため、浸水により通信機器が損傷する可能性がある状況となっていた(通信機器の令和2年度末物品管理簿価格計2億1190万円)。なお、非常用発電設備等が損傷する可能性がある218施設と通信機器が損傷する可能性がある46施設は一部重複する(純計228施設)。

このように、道府県警察等において、既存の警察施設の浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施していく取組が行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 警察庁が講じた改善の処置

同庁は、3年9月に、都道府県警察に対して通達を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 既存の警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等の的確な調査等を実施して、その結果を踏まえ、ガイドラインを参照して非常用発電設備等及び通信機器に対して講ずべき対策を検討し、浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施するとともに、これらの計画を最新の情報に応じて見直していくように指導した。
- イ アの指導により都道府県警察が策定した浸水対策の計画等を継続的に確認するなどして適切に指導することとした。